

指定漁業の許可等の一斉更新について

平成28年 7 月
水産庁

1. 指定漁業の一斉更新とは ①

- (1) 「指定漁業」とは、漁業法に基づき、操業海域、資源状況等の面で全国的な観点から大臣が許可する漁業である。その生産量は、養殖業を除く我が国海面漁業の4割強を占めている。
- (2) その許可に当たっては、漁業法上、
- ①農林水産大臣が、指定漁業の漁業種類ごとに許可の総隻数を公示し、
 - ②その隻数の枠内で漁業者の申請に基づき許可する、
- という仕組みをとっている。
- (3) 許可の有効期間は原則5年間とされ、この5年ごとの許可の更新（いわゆる「指定漁業の一斉更新」）が、平成29年8月1日に実施される予定となっている。

○ 指定漁業の漁獲量（平成26年）

（単位：万トン）

海面漁業全体（養殖を除く）（A）	372
指定漁業全体（B）	164
うち 大中型まき網漁業	85
沖合底びき網漁業	27
北太平洋さんま漁業	22
遠洋かつお・まぐろ漁業	15
指定漁業の占める割合（B） / （A）	44%

○ 平成29年8月1日に一斉更新が行われる指定漁業

- ・ 沖合底びき網漁業
- ・ 以西底びき網漁業
- ・ 遠洋底びき網漁業
- ・ 大中型まき網漁業
- ・ 遠洋かつお・まぐろ漁業
- ・ 近海かつお・まぐろ漁業
- ・ 北太平洋さんま漁業
- ・ 日本海べにずわいがに漁業
- ・ いか釣り漁業

1. 指定漁業の一斉更新とは ②

(4) また、この許可の総隻数の公示に関連し、漁業の経営環境や国際情勢の変化等を踏まえ、漁業操業等に係る規制のあり方や関連する施策のあり方についても、必要に応じて見直しを行うこととしている。

(5) 以上の検討は、実際の漁業操業や経営に直結するものであることから、有識者や関係業界の代表で構成される水産政策審議会における議論に基づき実施されるものである。

○ 一斉更新のスケジュール

4月上旬： 水産政策審議会における許可隻数等の
公示内容の諮問・答申 → 公示



申請期間（3か月間以上）

8月1日： 許可証交付

○ 前回（平成24年）一斉更新における公示隻数等

漁業種類	前回の 公示隻数	現在の 許認可隻数
沖合底びき網	383	353
以西底びき網	43	34
遠洋底びき網	37	12
大中型まき網	148	130
遠洋かつお・まぐろ	361	303
近海かつお・まぐろ	391	351
北太平洋さんま	220	176
日本海べにずわいがに	12	12
いか釣り	197	100

注) 現在の許認可隻数は平成27年10月1日現在。

(参考) 指定漁業制度の概要について ①

1. 指定漁業の許可

船舶により行う漁業であって、

- ① 水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため、漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、
- ② かつ、当該措置を、政府間の取決め、漁場の位置その他の関係上、複数の規制主体によりバラバラに規制するのではなく、統一して行うことが適当であると認められるもの

については、当該漁業を政令で指定し（指定漁業）、許可隻数、トン数等の総枠規制措置を講ずることとしている。
これらの漁業を営もうとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならないこととされている。

2. 起業の認可

指定漁業の許可を受けようとする者が、すでに当該漁業に使用する船舶を持っている場合は直ちに許可申請ができるが、現に船舶の使用権を有しない場合には、船舶の建造に着手する前又は船舶の使用権を取得する前に、あらかじめ起業の認可を受けることができることとされている。

これは許可の事前承認ないし条件付き許可としての性格を有するものであり、船舶の使用権を取得して同一内容の許可の申請をした場合には、特段の事情がない限り許可されることとなっている。

3. 許認可の方式

① 公示制度

農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可をする場合は、許認可に先立ち、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、かつ、当該指定漁業を営む者の数、経営その他の事情を勘案して、許認可をすべき船舶の、

ア) 総トン数別の隻数、 イ) 総トン数別及び操業区域別の隻数、 ウ) 総トン数別及び操業期間別の隻数のうちいずれかを定め、申請期間とともに公示しなければならないこととされている。

(参考) 指定漁業制度の概要について ②

3. 許認可の方式

② 公示に基づく許認可

①の公示は、少なくとも許認可の3ヶ月以上前に行うこととされており、許認可の申請は、この公示から実際に許認可を行うまでの3ヶ月以上にわたる申請期間内に行われる。

申請期間内の許認可申請に対しては、申請の内容が公示の内容と異なる等の場合を除き、許認可がなされる。その際、申請に係る船舶の隻数が公示された隻数を超える場合には、現に当該指定漁業の許認可を受けている実績者を優先して取り扱う等の許可方式が法定されている。

4. 許認可の制限又は条件

指定漁業の許可又は起業の認可には、「水産動植物の繁殖保護、漁業調整その他公益上必要があると認めるとき」は、制限又は条件を付することができることとなっている。

5. 許可の有効期間

許可の有効期間は原則5年とされ、同一の指定漁業については、同一の期日に満了するようにしなければならないこととされている。

なお、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため必要な限度でこれより短い期間を定めることができることとされている。

(参考) 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)について

漁業種類毎の一般的な水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止、水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止、漁具又は漁船に関する制限又は条件等については、漁業法及び水産資源保護法に基づく指定漁業の許可及び取締り等に関する省令で定められている。

2. 前回(平成24年)一斉更新の概要

主なポイント

東日本大震災からの復興に向けた被災漁業者の経営リスクの軽減

資源管理のための漁獲努力量の抑制

信頼の醸成に基づく漁業秩序の構築

漁業者の命を守るための漁船の安全性の確保

国際競争力の確保

漁業法第58条第1項の規定に基づく公示等

〈許可隻数の公示〉

- ・資源状況等を踏まえ、前回の公示後に廃業、減船した隻数等を削減して公示隻数を決定。
- ・いか釣り漁業及びさんま漁業について、被災漁業者の兼業機会の拡大及び新規参入を可能とするため、公示隻数を維持。(※)

〈VMSの義務付け〉

- ・我が国周辺水域における沿岸漁業との漁業調整の円滑化のため必要な沖合漁船に衛星船位測定送信機(VMS)を設置し、漁業取締りを効率化。

〔* なお、漁業調整問題につき、沿岸漁業者及び沖合漁業者等漁業者間の話し合いの仲介等により、国及び都道府県が引き続き問題解決に向け積極的に関与。〕

〈その他規制の見直し〉

- ・被災漁業者の兼業機会の拡大及び代船取得の促進を図るため、いか釣り漁業の船舶の総トン数規制を緩和。
- ・漁船の復原性向上のための装備等の導入に伴う増トンについて船舶の総トン数規制を緩和。
- ・漁業の構造改革による試験操業により漁獲能力が増加しないことが実証されたものについて、大中型まき網漁業の船舶の総トン数規制を見直し等。

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

- ・沖合底びき網漁業等について、ロシア水域における漁獲量等の適正な管理のため、操業日誌の記載等を義務付け。
- ・近海かつお・まぐろ漁業等について、中西部太平洋におけるオブザーバーの乗船を義務付け。
- ・漁獲物等の陸揚港を変更する場合の手続きを許可制から届出制へ等。

漁業種類	公示隻数	H24.8.1 許認可隻数
沖合底びき網漁業	383 (△24)	379
以西底びき網漁業	43 (△2)	43
遠洋底びき網漁業	37 (0)	37
大中型まき網漁業	148 (△59)	147
遠洋かつお・まぐろ漁業	361 (△231)	357
近海かつお・まぐろ漁業	391 (△73)	372
北太平洋さんま漁業(※)	220 (0)	182
日本海べにずわいがに漁業	12 (△3)	12
いか釣り漁業(※)	197 (0)	131
計	1,792 (△392)	1,660

(注)()は平成19年公示隻数と比較した増減隻数。遠洋底びき網漁業については、平成23年公示隻数との比較。

(参考) 前回一斉更新後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の改正

施行月	改正事項	改正理由
平成25年3月	中西部太平洋条約海域における鯨付き操業及びじんべいざめ付き操業等の禁止等の改正	WCPFC年次会合において採択された保存管理措置に対応するため
平成25年8月	大西洋の海域におけるふうらいかじきの採捕の禁止等の改正	ICCAT年次会合において採択された管理措置に対応するため
平成25年9月	インド洋の海域における鯨付き操業及びじんべいざめ付き操業並びによごれの採捕の禁止等の改正	IOTC年次会合において採択された保存管理措置に対応するため
平成26年7月	排他的経済水域におけるめばち等、中西部太平洋条約海域におけるくろとがりざめ及び北緯5度以南の大西洋の海域におけるびんながの採捕の禁止等の改正	WCPFC年次会合及びICCAT年次会合において採択された保存管理措置に対応するため
平成26年9月	青森県壱作埼周辺海域の一部について、沖合底びき網漁業の操業禁止海域への追加等の改正	漁業調整及び水産資源の保護培養のため
平成27年3月	指定漁業の許可又は特定大臣許可漁業の許可に付した制限又は条件の一部を省令に規定する等の改正	一律に付されている制限又は条件について、規制の透明化を図るため
平成27年9月	インド洋の海域における集魚灯を付けた集魚装置を使用した操業の禁止の改正	IOTC年次会合において採択された管理措置に対応するため
平成28年6月	東部太平洋条約海域におけるイトマキエイ科及び大西洋条約海域におけるニシネズミザメの採捕の禁止等の改正	IATTC年次会合及びICCAT年次会合において採択された保存管理措置に対応するため

(参考) 資源管理のあり方検討会の取りまとめ(平成26年7月1日)

主たる課題

- ・政府の公的管理と漁業者の自主的管理を高度化し両者の連携を確保
- ・特に資源が低位あるいは減少傾向にある魚種をより効果的に管理することにより生産を増大

資源管理施策について

- ・資源評価の更なる向上に向け、データ収集強化を検討しつつ、海洋環境と資源変動の関係を解明
- ・**TAC=ABC**(生物学的漁獲可能量、Allowable Biological Catch)を原則とし、TACを補完する管理措置や漁業者への影響緩和も検討
- ・**IQ方式**の活用のため、実施可能な魚種・漁業種に対して試験的に同方式を実施
- ・**ITQ方式**の我が国への導入については問題も多く時期尚早
- ・資源管理指針・計画体制の効果等について漁業者自らが評価・検証を実施

個別魚種の資源管理の方向性

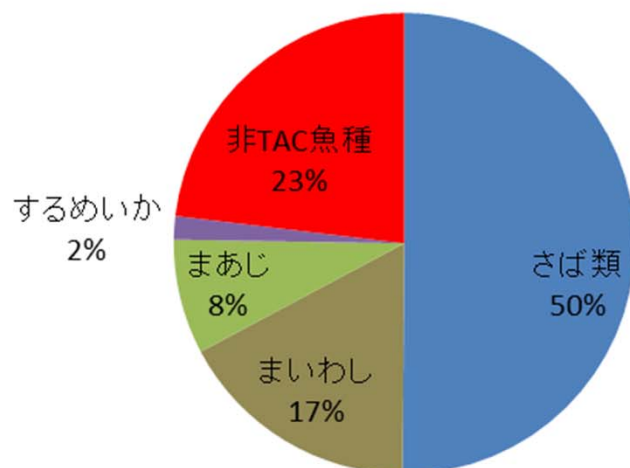
- ・マサバ太平洋系群については、大中型まき網漁業の一部漁船が本年(注:平成26年)秋を目途に試験的なIQ方式に着手
- ・スケトウダラ日本海北部系群については、TACをABCと等量か近いものとし、TAC以外の管理措置も実施しながら、漁業者の窮状緩和措置等を総合的に検討
- ・太平洋クロマグロについては、2015年以降の未成魚の漁獲上限を4,007トンとし、漁獲をモニタリングしつつ管理(全国を6ブロックに分けて警報等を漁業者等に発信)
- ・トラフグについては、関係漁業者等が参画する横断的な検討の場を設け、統一的な方針の下で資源管理を推進

今後の資源管理への期待

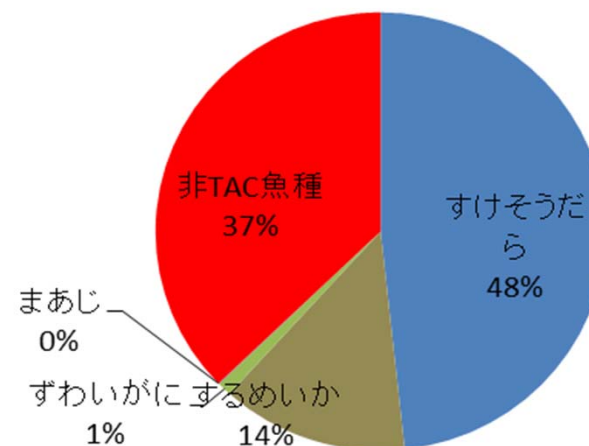
- ・とりまとめを受け、具体的な措置を早急に検討し、可能な部分から実施
- ・資源管理のあり方を、次期水産基本計画も視野に入れつつ引き続き検討
- ・これら取組は、水産日本の復活に向けた貴重な一歩となることが期待

(参考) 指定漁業におけるTAC等数量管理の状況(平成26年)

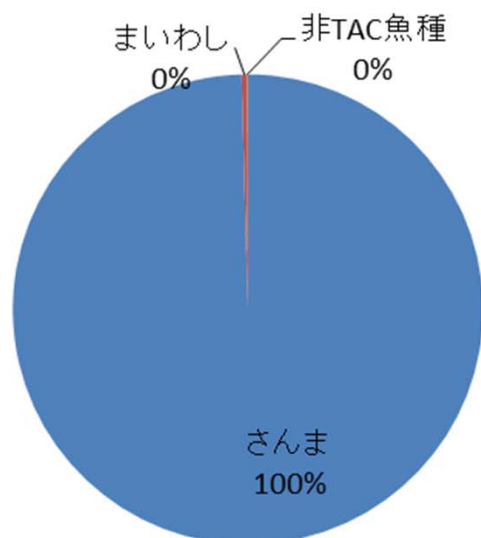
大中型まき網漁業



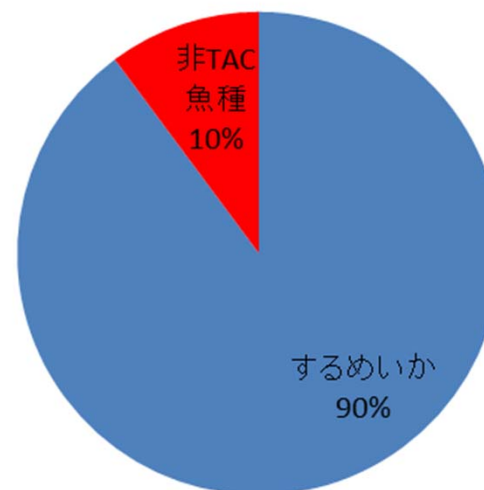
沖合底びき網漁業



北太平洋さんま漁業



いか釣り漁業



3. 平成29年一斉更新のスケジュール(案)

平成28年 7月	資源管理分科会 ・ 指定漁業の許可等の一斉更新について
8月	都道府県及び漁業者団体からの意見聴取
11月	資源管理分科会 ・ 一斉更新処理方針（素案）の検討
平成29年 2月	資源管理分科会 ・ 一斉更新処理方針（案）の検討
3月	資源管理分科会 ・ 一斉更新処理方針の了承 ・ 隻数、操業区域等に関する公示の諮問・答申
4月上旬	隻数、操業区域等の公示
8月1日	一斉更新

(注) 一斉更新処理方針に基づき必要となる政省令改正の諮問・答申は、
①3月の資源管理分科会に隻数等の公示と併せて、又は②6月に資源管理分科会を開催し行う。